

令和2年9月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和2年10月8日(木) 開会 午前10時 2分
閉会 午後 3時

場所 第3委員会室

出席委員 藤井健志委員長
岡田静佳副委員長
山口京子委員、新井豪委員、齊藤邦明委員、梅澤佳一委員、本木茂委員、
江原久美子委員、町田皇介委員、木村勇夫委員、石渡豊委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
北島通次総務部長、坂本泰孝税務局長、洪澤陽平人財政策局長、
田中勉契約局長、表久仁和参事兼人事課長、若林裕樹参事兼税務課長、
谷戸典子職員健康支援課長、影沢政司文書課長、大久保修次学事課長、
松澤純一個人県民税対策課長、鶴見恒管財課長、坂田直人統計課長、
豊野和美総務事務センター所長、飯野由希子行政監察幹、辻幸二入札課長、
吉村正則入札審査課長兼技術評価幹、三橋亨県営競技事務所長

岡精一秘書課長

阿部隆人事委員会事務局長、
田口修人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、益城英一任用審査課長

[県民生活部関係]
山野均県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、
穴戸佳子県民生活部副部長、田沢純一広聴広報課長、
堀光美知子共助社会づくり課長、渡邊淳一人権推進課長、
浅見健二郎文化振興課長、久保佳代子国際課長、河原塚啓史青少年課長、
小谷野幸也スポーツ振興課長、斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、
小川美季男女共同参画課長、関口修宏消費生活課長、
横山竜仁防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第 99 号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）のうち総務部関係及び県民生活部関係	修正可決
第100号	知事等の給与の特例に関する条例	否 決
第101号	法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第102号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	原案可決
議第23号	埼玉県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例	否 決

2 請願

なし

所管事務調査

総務部関係

競輪事業の運営について

報告事項

県民生活部関係

屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について

【知事提出議案に対する質疑（総務部関係）】

山口委員

第99号議案の補正予算第7号について伺う。今回、予算特別委員会の附帯決議を受けて、予算の減額をするとのことであるが、既に設置済みの太陽光発電については、今後どのように取り扱っていくのか。

管財課長

この事業においては、平成25年度から令和元年度までの間に、議事堂、東松山地方庁舎など7施設に太陽光発電設備を設置した。これらの設備については、引き続き使用していくが、今後、経年劣化等で故障が発生することも考えられる。その場合、修繕費等で大きな負担が予想される場合については、その費用や残された耐用年数などを踏まえて、修理を実施するかどうか判断をしていきたいと考えている。

山口委員

順次修繕・修理していくとのことだが、修理が必要となってくるのは大体何年ぐらいになるのか。

管財課長

平成25年度から設置をしているので、現在のところ不具合が出ているものはない。耐用年数が太陽光パネルの場合、20年くらいといわれているので、その前後から故障等が発生してくる可能性があると考えている。

前原委員

第101号議案「法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、超過課税の対象となる法人の数はどれくらいか。

参事兼税務課長

1万871法人である。

前原委員

対象法人の内訳について伺いたい。

参事兼税務課長

内訳は、資本金の額等が1億円超の法人が3,160法人、資本金の額等が1億円以下で法人税額が1,000万円を超える法人が7,711法人である。

前原委員

超過課税の増収額について、平成28年度から令和2年度が約171億円、これからの5年の見込みが約165億円とあるが、平成23年度から平成27年度の増収額は幾らか。

参事兼税務課長

平成23年度から平成27年度までの5年間の増収額は、約154億円である。

前原委員

各5年間で増収額の増減がかなりある中で、今回行政需要の対象がこれまでは環境対策であったが、危機管理・防災対策に変えた部分については、増収額やいろいろな状況を見ながらの変更だと思うが、その点についての考え方はどのようなものか。

参事兼税務課長

超過課税については、本県の財政状況が依然として厳しく、また、他県における超過課税の状況なども踏まえ、更なる延長をせざるを得ないと判断したところである。その上で、今後5年間の行政需要を見込み、超過課税により見込まれる収入を活用する行政分野を選定して、結果として「雇用・中小企業対策」、「教育の充実」、「危機管理・防災対策」の3分野としたところである。前回のときに挙げた「環境対策」については、CO2排出量削減など、依然重要な行政課題ではあるが、災害が多発化している状況を踏まえると、引き続き、防災体制の整備を図るとともに、災害への対応力の強化や地域防災力の向上にも計画的に取り組む必要があることから、今回については、危機管理・防災対策を対象とした。

江原委員

第100号議案について伺いたい。日本全国、新型コロナウイルス感染症対策ということで、他県の状況はどうなっているのか。

参事兼人事課長

私どもで調査したところ、新型コロナウイルス感染症に関連して、今年度特例減額を行った団体は、47都道府県中32団体である。以前より減額している団体を含めると、40団体が今年度何かしらの減額を行っている状況である。

【第100号議案に対する討論】

齊藤委員

第100号議案「知事等の給与の特例に関する条例案」に対する反対討論を行う。そもそも、知事等の給与は、人事委員会の勧告の対象ではないが、これまで給与の改定をする際には、人事委員会の勧告を踏まえた一般職の給与改定の取扱いなどを参考にしている。これは、人事委員会の給与勧告の仕組みが、民間給与調査に基づいて定められていることにより、不測の社会経済情勢に寄り添って行こうとする考えに則しているからである。しかしながら、今回のコロナ禍により、国の人事院勧告が遅れ、それを受けての埼玉県人事委員会勧告も遅れる公算である。提案理由にあるように、社会経済情勢に鑑みた、条例を策定するのであれば、明確な調査に基づいた埼玉県人事委員会の勧告を参考にして、論理的に行われるべきである。また、今回削減相当分を「新型コロナウイルス感染症対策推進基金」に繰り入れる仕組みになっているが、同基金は、民間からの寄附も含まれており、知事等の給与削減分が寄附金等で賄われている基金に繰り入れられることは、制度的には可能であるが、公職選挙法の規定している寄附行為と見られかねない懸念が生じる。こうしたパフォーマンス的な政治行為には違和感を覚える。我が会派が、6月定例会で新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置を提案し、閉会中も審査してきたのは、県民の方から様々な意見を頂戴し、議会として検証していくことが、次の事態に備えるために必

要だと考えているからである。加えて、令和2年度埼玉県一般会計予算には、新型コロナウイルス感染症による県財政のリスクを踏まえて附帯決議を付けた。結果、その附帯決議による事業見直しは、現時点でも事業費ベースで2億2,000万円を上回る削減効果が上がっている。知事等は、その職責の重要性を鑑み、自身の職責を十二分に発揮するとともに、効果と根拠を論理的に捉え、「財源の確保・基金残高の復元のために、県単独で実施している事業の必要性や効果などを検証し、バランスをとって見直しを行う」こと等を優先すべきである。よって、パフォーマンス的な給与削減より、知事等の職務・職責を全うしていただくことを期待し、当議案に反対する。

江原委員

知事等の給与の特例に関する条例に対して、賛成の立場から討論する。新型コロナウイルス感染症の拡大が確認されて以降、大野知事をはじめとした執行部が一体となって、感染症拡大防止に取り組んでいることを大変高く評価している。しかし、現状を見る限り、新型コロナウイルス感染症拡大の対応は、今後も長引くことが予想されている。本条例を提案した理由は、厳しい財政状況の中でも、引き続き、新型コロナウイルス対策に取り組んでいく、長としての姿勢を示すため、一般職に先がけて知事などの特別職が給与を削減するというものである。県内の経済状況は、有効求人倍率や給与の支給状況等の数字を見ても、依然として厳しいものがある。また、県民生活にも引き続き、多大な影響を及ぼしていることを考えれば、長として給与を削減し、身を切ることにより、しっかりと新型コロナウイルス対策に取り組んでいくという強い思いを示しているものと評価している。また、他の都道府県を見ても、同様の理由で給与を削減したところがほとんどであり、姿勢を示す方法の一つであるといえる。以上の理由から、今後、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、一層の取組強化を期待して本条例案に賛成する。

【本木茂委員ほか4名から提出された第99号議案に対する修正案の説明】

齊藤委員

第99号議案「埼玉県一般会計補正予算（第7号）」に対する修正案を、本木委員、梅澤委員、新井委員、山口委員そして私との連名で提出させていただいた。提案理由を申し上げる。本議案は、第100号議案「知事等の給与の特例に関する条例」に基づいた予算が計上されている。具体的には、特別職給与費5,493千円の減額である。第100号議案については、先ほど否決された。よって、同議案に基づいた補正予算に対する修正案を提案するものである。修正箇所については、お手元に配布した資料で御確認いただきたい。

以上をもって、本修正案の提案理由とする。慎重な審議の上、賛同いただけるようよろしく願います。

【知事提出議案に対する質疑（県民生活部関係）】

山口委員

第99号議案「埼玉県一般会計補正予算（第7号）」について2点伺う。

- 1 県民への情報発信に関してであるが、新型コロナに関するテレビ、ラジオ、新聞による広報について、それぞれの内訳、回数、内容はどのようになっているのか。
- 2 「先進的なDV被害者保護に取り組む民間団体への補助」の先進的とはどういうことか。対象となる団体数はいくつか。また、対象となる民間シェルターの場所はどこにあるのか。

広聴広報課長

1 テレビは2, 213万2千円で、予定として11月から3月までの5か月間で453回のスポットコマーシャルを行い、ラジオは3, 908万6千円で、同じく5か月間で1, 208本のスポットコマーシャルを行う予定である。新聞は4, 920万9千円で、11月から3月の間、ペースとしては、1か月に1回を目途に計5回、7つの新聞紙に広告を行う予定である。

男女共同参画課長

2 民間シェルターの先進的な取組を促進するための経費を対象とした国庫10分の10の交付金を活用し、妊娠出産期の困難を抱える女性の支援を行うものである。今回応募した団体が1団体であり、補助は1団体になる。看護師や助産師等の専門職を配置し、妊娠中から出産後まで継続的に支援することが先進的であると認められたものと考えている。場所は県南地域になる。

山口委員

新聞紙面による広報について伺う。ゴールデンウィークの外出自粛が既に決まっていた時期に、知事の写真や挨拶を大きく載せる必要はあったのか。生活福祉資金や小口融資など、本当に困っている人に向けた情報を大きく載せるべきだったのではないかと。県独自の施策などなかなか全国紙に載らないものを中心に情報発信すべきと考えるが、今後のどのような内容を発信していくのか。

広聴広報課長

新聞紙面の作成に当たっては、新聞紙面の通常の記事の中に広報が埋もれないように留意し、文字を少なく、イラストや写真などを多用するなど読者の目を引き付ける工夫を行って発信している。知事の写真については、「知事への提案制度」において、「新型コロナウイルス感染症対策に関して知事自ら先頭に立って情報発信を」との意見が多く寄せられた。この意見も踏まえて知事自らが県民に呼び掛けることを重視した。お話のあった広報は、ゴールデンウィークを迎えるに当たって多くの県民に協力いただきたいことを知事自らが訴え掛けるデザインとした。今後の情報発信の内容については、コロナ関連の対策は、状況に応じて変化しており、例えば、医療体制の整備、あるいは今お話にあった資金的な援助関係など、様々なものが想定される。

山口委員

情報の中身については、困っている人に分かってもらうため、文字を多くせず、矢印などを使い、分かりやすくすべきと考えるがどうか。

広聴広報課長

今後、デザイン面でもイラストや図式化など分かりやすくし、相談先、窓口などについても整理して掲載するなど、委員御指摘のあった点を受け止めて広報していきたい。

前原委員

広報の関係で確認だが、テレビの放映の際、手話通訳は入れるのか。

広聴広報課長

手話通訳は入れる方向で考えている。

前原委員

民間団体によるDV被害者支援事業について、コロナ禍の休業要請や外出自粛などでDVが増えているという報告もされており、重要な取組であると考えている。1団体への補助ということだが、もっと多くの団体に参加してもらおうよう、県としても周知等の取組は行ったのか。

男女共同参画課長

この事業は先進的な事業が対象となっている。シェルターを行っている4団体に声を掛けたが、経費や人材面などから今回1団体の応募となった。

前原委員

手を上げない理由として、財源や人数が足りていないとのことであるが、その辺りもしっかりと支援をしていくべきと考えるがどうか。

男女共同参画課長

民間団体へは、1団体2分の1補助で40万円の運営費等の補助や、1団体70万円で継続的自立支援に対する委託をしているほか、研修会等、スタッフのスキルアップを図る支援を行っている。

前原委員

民間シェルターは居場所のない女性の支援を行っており、コロナ禍で経費も増えている。そういったところにも財政的支援が必要ではないか。

男女共同参画課長

この事業には委員御指摘の居場所づくりも含まれている。コロナ禍への支援であるが、民間団体へは、消毒液のサポートをしている。民間団体の事業が拡大していくよう、サポートしていく。併せて国へも支援について要望していきたい。

江原委員

指定管理者の維持管理費について、彩の国さいたま芸術劇場と埼玉会館を合わせて5,994万4千円とのことだが、2館の内訳について伺いたい。

文化振興課長

埼玉会館は、3,792万円、彩の国さいたま芸術劇場は、2,202万4千円である。

江原委員

算出根拠については、利用料金収入としていると思うが、昨年の利用料金収入のみで積算しているのか。

文化振興課長

今回の補正予算は、指定管理業務全般を所掌している企画財政部改革推進課で示された

基本的な考え方を基に算出している。これは、全庁同一の考え方であり、今年1年間の事業支出と収入の見込額の差額を上限として、過去3か年の利用料金収入の平均と今回の利用料金を比較した減収分と新型コロナウイルス感染症対策にかかった経費を足して、施設が閉じていたことではかからない経費もあるため、休館に伴う節減分を差し引いて算出することとなっている。対象期間は4月から6月までの3か月間である。

【第99号議案に対する修正案に関する討論】

前原委員

第99号議案への自民党提出の修正案に対する反対討論をする。新型コロナウイルス感染拡大の影響による完全失業者は205万人に上り、会社から仕事を休まされた人たちなど、休業者数も216万人と言われている。コロナ対策の最前線にいる看護師ですら、医療機関の減収により、ボーナスも減額されている状況である。政治家がこれらの方たちの状況に我がこととして寄り添うべきである。知事や副知事給与の減額と、その分を一般会計からコロナ基金へ組み入れるとする行為は当然認めるべきである。これをパフォーマンスとして否決する理由は、県民的には理解を全く得られない。以上の点から反対する。

【所管事務に関する質問（競輪事業の運営について）】

新井委員

- 1 全国の競輪事業全体の年度別売上額、入場者数の推移によると、売上高のピークである平成3年度の約1兆9,500億円と比べ直近の平成29年度は6,400億円と3分の1に減少している。埼玉県の場合はどうか。
- 2 大宮競輪は施設使用料として約2億円を支払っている。公園の維持管理に大きく寄与しているという答弁があった。しかし、老朽化が進んでおり、過去6年間の修繕にかかる工事費を見ると、平成27年度では約2,400万円となっているが、平成29年度は2億4,000万円、平成30年度についても2億円を超えている。このように費用が増加傾向にあるが、施設の修繕費などトータルで考えて収支はどうか。
- 3 競輪事業全体の入場者は、昭和49年の約4,600万人と比べ、平成29年度は約270万人と、約6%に激減している。本県の状況も同様なのか。

県営競技事務所長

- 1 本県の売上げも全国の場合と同様で、平成3年度の約707億円をピークに、令和元年度には約275億円となり、約39%に落ち込んでいる。ただし、平成26年度の約238億円を底として少しずつではあるが回復基調にある。
- 2 都市公園条例に基づいて、競輪開催の売上げに応じて利用料を支払っている。利用料は過去3年間の平均で約1億9千万円を支払っている。利用料が公園の経費を全て賄っているかといえば、賄えていない。修繕工事費は2億円ほどかかっている。公園の管理費は生活費のようなものと工事費の2段階になっており、その生活費の部分は競輪の使用料で賄っていると聞いている。ただし、修繕にかかっている部分については、全額は払っていない。
- 3 全国の場合と同じである。埼玉県営競輪では昭和49年がピークで280万人であった。令和元年度では11万人の入場者がいて、4%に落ち込んでいる。

新井委員

- 1 埼玉には二つ競輪場があるが、それぞれは全国的に下位にいる。競輪場は昭和49年

には全国で50施設あったが、現在は43施設である。売上げや入場者が減っている割に施設の統廃合が進んでいない。経済産業省の委員会の中でも43施設は多すぎるという議論も出ている。合理化についての議論は進んでいないのか。

- 2 大宮競輪場の正式名称は陸上競技場兼双輪場であるが、年間の利用状況はレースが46日、アマチュアの利用が41日、場外発売が228日となっており、大宮公園の中に存在している意義が薄れているのではないか。土地の有効活用について検討しているのか。

県営競技事務所長

- 1 2場とも施設を借りて運営しており、それぞれ特徴がある。大宮競輪場は全国で3場しかない500メートルバンクとなっている。西武園は400メートルのバンクで、それぞれいろいろなレースを提供できている。本場の売上げは西武園の方が上だが、場外の売上げは大宮の方が多い。それぞれの特色や売上状況を踏まえて2場を運営して、より多くの売上げを上げている状況である。今のところ売上げが徐々に上がっている状況なので、現在は合理化することを考えていない。
- 2 アマチュア選手も3,000人ほど利用しており、都市公園としての機能は果たしていると考えられる。

新井委員

売上げや入場者数が減っておりV字回復するのは無理である。修繕費を賄えなく赤字であり、更に拡大していく中、合理化を検討すべきである。(意見)

【議第23号議案に関する提案理由の説明】

井上議員

提案者を代表して説明申し上げる。一昨日の本会議場での議案説明において、大方の趣旨は説明させていただいたが、より詳細な審査をいただく委員会審査であるので、ポイントを絞って改めて詳細に説明申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、県議会議員の議員報酬及び期末手当の額を減額する特例を定めるための条例を制定するものである。

本条例は、公布の日から12月31日まで、議員報酬の月額及び令和2年12月支給の期末手当の双方を100分の20、つまり20%削減する内容となっている。

2月1日に県内で初の陽性者が確認されて以降、日々多くの陽性者が確認され、医療現場の負担は過酷な状況となっている中、他道府県議会や県下市町村議会でも報酬削減などの取組が進められており、私たち埼玉県議会も財源確保のために、報酬等の削減を行うべきではないかと検討を始めた。

本会議場での提案説明でも申し上げたが、新型コロナウイルス感染症の経済的影響は、東日本大震災と同等かそれ以上と考えられている。そこで我々は、削減の検討を行うに当たり、平成23年に全会一致で成立した「東日本大震災後の減額率20%若しくはそれ以上の減額率とすること」をベースにすることにした。

また、期間設定については、9月定例会招集告示日に、本定例会において知事から提案のあった特別職の給与月額の減額条例案が示されたことも踏まえ、知事と議会が共に自身の報酬から財源を生み出すことも考慮し、30%という削減率を12月末までという削減期間をベースに他会派との協議を開始した。

また、協議を行う上で、協議を通して削減幅が縮小しすぎることがないように、会派としては具体的な削減目安を持つ必要もあると考えた。そこで着目したのが「都道府県別の感染者数と報酬削減の取組」である。

新型コロナの陽性者確認件数が多い都道府県は上位から東京、大阪、神奈川、愛知、福岡、埼玉、千葉といった順番で、感染拡大が始まって以降、順番に大きな変動はない。

その中で、同じ首都圏であり、埼玉県と同じく、最大の感染者が出ている東京都と隣接する千葉県の状況に着目した。

最新、10月7日時点の数字でも、埼玉県は4,876名、千葉県は4,139名と、近似値となっている。

その上で、千葉県議会は、6月定例会の時点で議員報酬を10%、令和2年8月1日から令和3年3月31日まで削減している。その削減額は、6,643万2千円である。

この6,643万円を削減水準のひとつの目安として考え、削減率を30%とした際に、この金額に近づく期間を算出した。すると12月31日まで30%削減した場合、6,583万5,581円となり、千葉県の数字に最も近づくことになる。

こうした点からも、月額報酬30%減を12月末まで、を私たちの第一義的な削減の目安と考えた。

その後、様々な協議を行う中で「東日本大震災の減額率を超えない範囲で」また「期末手当の削減を」という声を複数の会派から頂戴した。

しかし、削減期間を12月末まで20%削減と変更しては、4,389万4,200円となり削減額は減少する。一方、12月支給の期末手当のみ20%削減でも4,298万8,474円と、こちらも当初念頭に置いた千葉県の拠出金額には届かない。

そこで、月額報酬・期末手当の両方を20%削減することについて、協議していただくことにした。

各会派内で熱心に協議を重ねていただき、複数の会派からこの提案について承諾いただいた。そのおかげで当初目安とした、12月末まで月額報酬を30%減とした際の6,583万5,581円を超えて、削減額はおよそ8,688万8,894円と大幅に増額し、より多くの財源確保につながる案となった。

最後に、現在までに新型コロナ対策の財源拠出のために削減等を実施した27道府県議会で、最も額の大きかったのは青森県の8,192万円であった。今回この条例が可決された場合の削減額、およそ8,688万8,894円は、それを抜いて全都道府県で最大の削減幅となる。

以上のことから、埼玉県議会はこの機を逃すことなく、感染症対策の一助となる本条例案に賛同くださることをお願い申し上げて、私の提案説明とする。

【議第23号議案に対する討論】

新井委員

議第23号議案「埼玉県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例案」に対する反対討論を行う。議員や知事等の特別職は、人事委員会の勧告の対象ではないが、これまでも報酬の改定をしている際には、人事委員会の勧告を踏まえた一般職の給与改定の取扱いなどを参考にしている。これは、人事委員会の給与勧告の仕組みが、民間給与調査に基づいて定められていることにより、不測の社会経済情勢に寄り添って行こうとする考えに則っているからである。しかしながら、今回のコロナ禍により、国の人事院勧告が遅れ、それを受けての埼玉県人事委員会勧告も遅れる公算である。報酬削減は、明確な調査に基づいた埼玉県人事委員会の勧告を待って行われるべきである。また、本条例案で提

案者は、提案説明において、削減額相当額を「新型コロナウイルス感染症対策推進基金」に組み入れることを希求している。しかし、当基金は、県民や企業等の寄附も財源としていることから、削減相当額の基金への繰入行為は、制度として可能かもしれないが、用途を希求することは、公職選挙法が禁止している議員の寄附行為と見られかねない危惧が生じる。この先、新型コロナウイルス感染症による経済状況が悪化していくイメージだけを捉え、議員報酬削減に進むことは、パフォーマンスにほかならない。削減額のパーセンテージに根拠がないことが、そのことを示しており、全国的に見ても、議員報酬削減の統一的な見解も出ていない。私たちの会派は、報酬削減ではなく、議会制民主主義に求められている基本に立ち返り、「県政に関する調査を通じ行政の監視、政策の立案・決定によって、行政効果を上げる」ことを重点化すべきと考える。県議会議員の使命は、当面する事業や取組が県民の視点になって効率的かつ効果的に行われているかを検証し、今後の対策に先手を打つことが第一義と考える。実際、我が会派は、6月定例会中で新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置を提案し、閉会中も審査してきたのは、県民の方々からの様々な意見を頂戴し、議会として検証していく事が、次の事態に備えるために必要だと考えたからである。また、新型コロナウイルス感染症による県財政のリスクを踏まえ、令和2年度埼玉県一般会計予算に附帯決議を付けた。その附帯決議による事業見直しは、現時点でも事業費ベースで2億2,000万円を上回る削減効果が上がっている。このような考えに基づき、パフォーマンスに陥りやすい議員報酬の削減より、県民の意見や要望を踏まえ、県議会議員としての職責を十二分に果たすことが議会制民主主義に求められている姿勢であると考え、当議案に反対する。

前原委員

議第23号議案「県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例」に対する賛成討論を行う。新型コロナの影響で、雇止めや、派遣切りが大規模に行われ、一方で、東京商工リサーチによれば、今年1月から8月に全国で休業や廃業、解散した企業は3万5,816件で前年同期よりも23.9%増加した。このペースだと年間5万3,000社を超え、過去最多を更新するおそれがあるとしている。このほかコロナ関連の経営破綻は2月からの累計で600件である。倒産・廃業・リストラ・解雇・雇止めが進行するのではないかと危惧している。非正規雇用は7割が女性である。提案説明の中で、感染対策の一助となるとあった。同感である。また、減額された分は、一般会計からコロナ基金へ組み入れるという行為は当然に認められることである。また、これをパフォーマンスとして否決する理由は、県民的には全く理解を得られないので、賛成とする。